

## 香取市地域公共交通計画策定等支援業務委託仕様書

### 1 業務名

香取市地域公共交通計画策定等支援業務委託（以下、「業務」という。）

### 2 履行期限

令和6年3月27日まで

### 3 計画期間

香取市地域公共交通計画（以下、「地域公共交通計画」という。）の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

### 4 業務の基本的な内容

下記の（1）～（10）は、地域公共交通計画策定に最低限必要と思われる事項を明記したものである。

なお、本仕様書にない企画提案事項については、業務の仕様を含める事を原則とし、契約にあたっては発注者・受注者協議のうえ決定する。

#### （1）地域公共交通計画策定等全体に関する業務

①地域公共交通計画策定等に関するスケジュール作成支援

②地域公共交通計画策定等の策定方針の作成

#### （2）基礎データの分析に関する業務

香取市総合計画のほか、国または県の関連計画を整理し、国勢調査及びパーソントリップ調査、香取市から提供する公共交通の乗降実績等に基づき、地域特性等の分析・把握を行うこと。

なお、提供可能な既存資料、データ構成等については、別途提示する。

#### （3）公共交通利用者ニーズ等の分析

今後の路線新設・変更・廃止に向けたニーズ等を把握し分析すること。

調査手法については、バス等の乗降者調査（ビンゴ形式調査）を想定しているが、効率的かつ効果的な手法を活用することとし、必要な数量を行うこと。なお、手法及び数量については、企画提案の内容に含めること。

また、住民自治協議会等に対しグループインタビュー調査（30分のグループヒアリング及びアンケート調査）の支援を行うこと。対象地区は香取市内4地区（佐原、小見川、山田、栗源）とする。

#### （4）運行事業者との調整支援

香取市内の公共交通の現状及び今後の動向を把握するための運行事業者ヒアリングについて、その調整支援を行うこと。

なお、ヒアリング予定運行事業者については、企画提案の内容に含めること。

(5) 会議等の運営支援に関する業務

①香取市地域公共交通協議会（以下、「協議会」と言う。）（4回程度）の運営支援

②専門家との打合せ（5回程度）等の支援

専門家は、協議会委員の識見者を想定している。また、その他に、発注者の指定する外部識見者から意見聴取を行うこと。

(6) 運行経費の比較・検討

路線再編後の循環バス等の運行経費及び運賃収入（運行費補助金等の財源を含む）についてシミュレーションを行い、路線再編前後の比較・検討を行うこと。

(7) 香取市の地域公共交通の問題点及び課題の整理

香取市の各種交通関連施策（福祉系サービスやスクールバス等）及び地域公共交通に関する問題点・課題を整理すること。

(8) 地域公共交通計画書及び概要版等のデータ作成

上記4-(1)～(7)までの調査・分析・検討結果等により、現在の香取市地域公共交通網形成計画の達成状況等の評価を実施し、その評価等を踏まえ、地域公共交通計画の目標設定及び実施事業の検討を行うとともに、概要版として取りまとめること。

また、公共交通網マップデータを作成し、今後予定する路線再編前後の状況を整理すること。

(9) その他業務

① 国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下、「国庫補助交付要綱」という。）における地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けている市内運行路線について、国庫補助交付要綱に規定されている事項に留意し、地域公共交通計画に記載すること。

② その他、地域公共交通計画策定等において必要な業務を実施すること。

5 業務の実施要件

(1) 本業務にあたっては、工程表に基づき、総合的に支援することはもちろん、単なる一般的な事例提供にとどまらず、検討状況に応じて積極的に助言すること。

(2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。また、受注者は、本業務の遂行にあたり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員と体制を整え、正確に行うこととする。

- (3) 本業務に従事する者は、特定された企画提案等で定めた予定配置者でなければならない。傷病や退職等のやむを得ない理由により本業務に従事する技術者を変更する場合には、発注者の承認を得なければならない。
- (4) 本業務を遂行するに当たっては、必要に応じて関係資料を貸与する。貸与した関係資料は、本業務完了後又は別途指示する場合は、速やかに返還すること。
- (5) 成果品及び作業工程における個人情報印刷物や書類等に対する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。また、これらの成果品等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。
- (6) 受注者は、業務の遂行上知り得た内容（個人情報を含む。）を、第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除又は業務履行完了後においても同様とする。
- (7) 担当者が出席した各種打ち合わせの要点を整理した記録等を提出すること。

## 6 成果品の提出

受注者は業務が完了したときは、次の成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- (1) 香取市地域公共交通計画書 (A 4 版) (データのみ)
- (2) 香取市地域公共交通計画概要版 (サイズ別途指定) (データのみ)
- (3) 公共交通網マップデータ (サイズ別途指定) (データのみ)
- (4) 各種調査集計・分析結果及びその他関係資料 (サイズ別途指定) (データのみ)
- (5) 打ち合わせ記録簿 (A 4 版) (データのみ)
- (6) 上記データを収めた電子媒体 (CD-R) 1 枚

※原則、A 4 縦型左綴じ製本を想定し、必要に応じカラー刷りとする。

※データ形式については、構成を発注者と協議の上決定し、可能な範囲で発注者が編集可能な形式 (Microsoft Word、Excel、PowerPoint) で製作すること。

## 7 想定スケジュール

時期	内容
令和5年5月	契約締結
令和5年6月	協議会開催（策定方針説明）
令和5年6月～9月	各種調査等の実施
令和5年9月～10月	調査等の集計、協議会開催（進捗報告）
令和5年10月～令和5年12月	計画案の作成
令和6年1月	協議会開催（計画案決定）
令和6年2月	パブリックコメントの実施
令和6年3月	協議会開催（計画策定）、成果品の納品

## 8 その他の事項

- (1) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、香取市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (2) 受注者は、本委託完了後に受注者の責による誤りが発見された場合、自らの負担により速やかに訂正等の必要な作業を行うこととする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じる場合は、速やかに発注者と協議を行い、発注者の指示に従うものとする。